

おくやみ手続案内ハンドブック

(死亡に伴う手続きのご案内)

金沢市では身近な方が亡くなられた後の手続きをご案内する「おくやみ手続案内窓口」を設置しております。

身近な方が亡くなられた後のお手続きで、ご不明な点やご質問がありましたらお気軽にお問い合わせください。

【場 所】 金沢市役所 市民課 (第一本庁舎 1階 庁舎案内窓口)

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

☎ (076) 220-2241 Fax (076) 224-2163

【受付時間】 平日 9:00~16:00

「おくやみ手続案内窓口」にお持ちいただくもの

※ご来庁の際には、以下のものをお持ちいただくとスムーズにご案内できます。

●亡くなった方のもの ※お持ちいただけなくてもご案内できる場合があります。事前にお問合せください。

- 公的年金証書等の基礎年金番号がわかるもの
- 市役所から交付されたものなど
(例) 市民カードまたは印鑑カード (印鑑登録証) ※登録されている方のみ
国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、障害者手帳など

●来庁される方のもの

- 本人確認書類
 - ・写真付きのもの(1点で可): 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きでないもの(2点以上): 保険証(健康保険、介護保険)、年金手帳など
- 認印 (スタンプ印不可)
- その他、遺言書の写しなど ※遺言書による相続人の場合

→ この他、手続きごとに必要なものは、該当ページをご確認ください。

□ 死亡届の提出・住民票の消除について

火葬がお済みの方は、死亡届は提出済です。死亡届が提出されるとそれに伴い住民票の消除も行われます。
戸籍謄本等や住民票の取得の仕方については、11ページをご覧ください。

□ マイナンバーカード 又は マイナンバー通知カードについて

死亡に伴う各種手続きに、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。

□ 市役所で行う手続き

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口	
					担当課	その他受付窓口
印鑑登録	印鑑登録をされていた方	□	印鑑登録証の返却	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の印鑑登録証（お持ちの方のみ） ※亡くなった日をもって使えなくなります。 	市民課 （第一本庁舎 1F 61～69番窓口） ☎076-220-2241 Fax076-224-2163	各市民センター
保険	国民健康保険に加入していた方	□	葬祭費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の各種認定証（お持ちの方のみ） 葬祭を行った方の認印 葬祭を行った方の振込口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード） 葬祭を行った方の氏名が確認できるもの（会葬礼状、葬儀費用の領収書、新聞のおくやみ欄等） 来庁された方の本人確認書類（運転免許証等） ※ 葬祭を行った方がマイナンバーカードをお持ちであれば、「びったりサービス」からのオンライン申請が可能です。	保険年金課 （第一本庁舎 2F 12番窓口） ☎076-220-2257 Fax076-232-5644	各市民センター
	後期高齢者医療制度に加入していた方（75歳以上の方はこちら）	□				
	社会保険・健保組合・建設国保等に加入していた方	□				
年金	国民年金に加入していた方	□	死亡届 遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	必要な手続きや書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口でご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等） 来庁された方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	保険年金課 （第一本庁舎 2F 72番窓口） ☎076-220-2295 Fax076-220-2776	
	国民年金を受給していた方（老齢年金、障害年金、寡婦年金、遺族年金等）	□	死亡届 未支給年金請求	必要な手続きや書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口でご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書、振込通知書等） 来庁された方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※厚生年金・共済年金を受給していた方は、 → 10ページ「市役所以外で行う手続き」を参照		

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口	
					担当課	その他受付窓口
市税	市税を納付していた方	<input type="checkbox"/>	振替口座の変更 など	市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）などを口座振替により納付されていた方は、変更手続きが必要な場合がありますので、担当課にお問合せ下さい。	税務課 （第一本庁舎 2F 201～203番窓口） ☎076-220-2148 Fax076-220-2154	
	市県民税を課税されていた方	<input type="checkbox"/>	市県民税納税通知書等の送付先変更（希望する方のみ）	・来庁された方の本人確認書類（運転免許証等）	市民税課 （第一本庁舎 2F 211～217番窓口） ☎076-220-2161 Fax076-220-2154	
	原動機付自転車（125CC以下）、ミニカー及び農耕作業用の小型特殊自動車等の車両を所有していた方	<input type="checkbox"/>	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 〔相続人に変更する場合〕 ・標識交付証明書 ・新しい所有者の認印 ・来庁された方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続関係がわかる戸籍等 	税務課 （第一本庁舎 2F 税の窓口 221, 222番窓口） ☎076-220-2147 Fax076-220-2154	
		<input type="checkbox"/>	廃車	<ul style="list-style-type: none"> 〔第三者に変更する場合〕 上記の他、相続人からの譲渡証明書が必要です。詳しくは担当課へお問合せ下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・標識（ナンバー） ・相続人の認印 ・来庁した方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続関係がわかる戸籍等 		
	固定資産税・都市計画税を課税されていた方	<input type="checkbox"/>	納税義務者変更	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁された方の認印 ・来庁された方の本人確認書類（運転免許証等） 	資産税課 （第一本庁舎 2F 231, 232番窓口） ☎076-220-2151 Fax076-220-2182	
介護	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	証の返却 郵便物の送付先設定 （必要な方のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の負担割合証（お持ちの方のみ） ・亡くなった方の負担限度額認定証（お持ちの方のみ） 	介護保険課 （第一本庁舎 1F 87番窓口） 福祉と健康の総合窓口 （第一本庁舎 1F 81～86番窓口） ☎076-220-2264 Fax076-220-2559	泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104
	40歳から64歳までの要介護認定を受けていた方	<input type="checkbox"/>			各市民センター	
生活保護	生活保護を受給していた方	<input type="checkbox"/>	必要な手続きや書類等は、担当課にご相談ください。		生活支援課 （第一本庁舎 1F 88番窓口） ☎076-220-2292 Fax076-220-2532	

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口	
					担当課	その他受付窓口
障がい	身体障害者手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	返還届の提出及び手帳の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の手帳 ・亡くなった方のマイナンバーカードまたは通知カード ・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） 	障害福祉課 福祉と健康の総合窓口 (第一本庁舎 1F 81～86番窓口) ☎076-220-2289 Fax076-232-0294	泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104 ※市民センターは、身体障害者手帳のみ手続きできます。
	療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>				
	特別児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	喪失届と新しい受給者の認定請求書の提出			
	特別児童扶養手当支給対象の児童の方	<input type="checkbox"/>	喪失届または額改定届の提出			
	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過）を受給していた方	<input type="checkbox"/>	死亡届及び未払金請求書の提出	必要な書類等は、担当課までお問い合わせください。		
	外国人障害者福祉手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	喪失届の提出			
子ども	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	未支払手当請求書の提出	・対象児童の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）	子育て支援課 (第一本庁舎 2F 281番窓口) ☎076-220-2285 Fax076-220-2360	泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037 元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704 駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104 各市民センター
		<input type="checkbox"/>	新しい受給者の認定請求書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい受給者の本人確認書類（運転免許証等） ・新しい受給者の健康保険証 ・新しい受給者のマイナンバーがわかるもの ・新しい受給者の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等） 		
	児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	未支払手当請求書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の証書（お持ちの方のみ） ・対象児童の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等） 		
	児童扶養手当支給対象の児童の方	<input type="checkbox"/>	資格喪失届または額改定届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の証書（お持ちの方のみ） ・本人確認書類（運転免許証等） 		
	お子様が保育所・認定こども園を利用されている方	<input type="checkbox"/>	保育料の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい保護者の本人確認書類（運転免許証等） ・教育保育給付認定変更申請書（お持ちの方のみ） 		保育幼稚園課 (第一本庁舎 2F 271番窓口) ☎076-220-2299 Fax076-220-2360

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口	
					担当課	その他受付窓口
医療	子ども医療費助成を受給していた方（0歳～中学3年生までのお子様の保護者）	<input type="checkbox"/>	証返納 保護者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい保護者の認印 ・新しい保護者の口座番号がわかるもの 	健康政策課 （第一本庁舎 2F 261番窓口） ☎076-220-2233 Fax076-220-2231	/
	ひとり親医療費助成を受給していた方	<input type="checkbox"/>	証返納 受給者の変更など	必要な手続きや書類等は、担当課にご相談ください。		
	障害者医療費助成を受給していた方	<input type="checkbox"/>	証返納 振込口座変更など			
	その他の医療費の助成を受給していた方	<input type="checkbox"/>	証返納 振込口座変更など			
指定難病等医療費助成を受給していた方	<input type="checkbox"/>	証返納 振込口座変更など	<p>必要な手続きや書類は、受付窓口へご相談ください。</p> <p>制度についての詳しいお問合せは、 石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ ☎076-225-1448 Fax076-225-1444</p>	<p>泉野福祉健康センター ☎076-242-1131 Fax076-242-8037</p> <p>元町福祉健康センター ☎076-251-0200 Fax076-251-5704</p> <p>駅西福祉健康センター ☎076-234-5103 Fax076-234-5104</p>		
市営住宅	市営住宅の契約名義人の方	<input type="checkbox"/>	明渡しまたは入居承継の手続き	<p>【明渡しの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明渡し届 他 <p>【入居承継の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居承継承認申請書 他 <p>→ 担当課までご連絡ください。</p>	住宅政策課 （第一本庁舎 4F） ☎076-220-2331 Fax076-261-3366	/
	市営住宅の同居人の方（契約名義人ではない方）	<input type="checkbox"/>	異動届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 <p>→ 担当課までご連絡ください。</p>		
住まい	空き家を相続・所有している方	<input type="checkbox"/>	管理、流通、活用等の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課までご相談ください。 	建築指導課 空き家活用室 （第一本庁舎 3F） ☎076-220-2136 Fax076-220-2134	/
公共料金	水道、下水道を利用されている方	<input type="checkbox"/>	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・名義人だった方が亡くなられた場合は、名義変更の手続きをしてください。 	企業局料金窓口 （第一本庁舎 1F 79番窓口） ☎076-220-2636 Fax076-220-2639	お客さまサービス課 （企業局庁舎 1F） コールセンター ☎0120-328-117 Fax076-220-2693

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口	
					担当課	その他受付窓口
墓地	市営墓地を使用している方	<input type="checkbox"/>	墓地使用权承継申請 (亡くなった方が使用者(お墓の名義人)の場合)	→ 死亡者と承継者(お墓を継ぐ方)の関係により必要書類が変わりますので、事前に担当課までご相談ください。	市民課 生活衛生室 (第一本庁舎 1F 31番窓口) ☎076-220-2228 Fax076-224-2163	
	市営墓地に納骨される方	<input type="checkbox"/>	埋蔵届	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵届 各墓地管理事務所、市民課生活衛生室又はホームページにて取得できます。 ・使用している市営墓地の区域・番号 区域、地番は墓地使用許可証(又は承継承認証)に記載されています。不明の場合は、お問合せ下さい。 ・火葬許可証(原本) (改葬の場合は、改葬許可証(原本)) → 使用者(お墓の名義人)が亡くなった場合は、別途墓地使用权承継申請も必要です。「市営墓地を使用している方」を参照ください。	市民課 生活衛生室 (第一本庁舎 1F 31番窓口) ☎076-220-2228 Fax076-224-2163	野田山墓地 ☎076-243-1769 奥卯辰山墓地公園 ☎076-264-2121 内川墓地公園 ☎076-226-0108

□ 市役所以外で行う手続き（各契約会社等に連絡し、手続きを行ってください）

区分	対象者	該当	主な手続き	必要なもの又は連絡事項	受付窓口
					担当課
生命保険等	生命保険に加入していた方	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	<p>保険会社、契約内容等により必要書類が異なります。加入していた生命保険会社又は代理店にお問合わせください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書等 	加入していた生命保険会社又は代理店
預貯金口座等	通帳をお持ちの方	□	口座解凍手続き	<p>金融機関・取引状況によって必要書類が異なりますので、まずは通帳を作成している各金融機関にお問合わせください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍 ・相続人の戸籍 ・相続人の印鑑証明 など 	各金融機関
各種保険	火災保険、自動車保険等に加入していた方	□	承継手続	<p>保険会社、契約内容等により必要書類が異なります。加入していた保険会社にお問合わせください。</p>	加入していた保険会社
健康保険	社会保険・健保組合・建設国保等に加入していた方	□	脱退届 葬祭費、埋葬料等請求	<p>会社の健康保険（社会保険、健康保険組合、建設国保等）にご加入されていた方のご手続きについては、職場または各健康保険協会や健康保険組合等にお問合わせください。</p>	<p>全国健康保険協会（協会けんぽ）の方は、石川支部 ☎076-264-7200</p> <p>その他加入している各保険組合や建設国保組合等</p>
年金	厚生年金を受給していた方	□	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	<p>必要な書類は請求する方によって異なりますので、右記窓口へお電話でお問合わせください。</p>	<p>金沢北事務所 ☎076-233-2021</p> <p>金沢南事務所 ☎076-245-2311</p> <p>街角の年金相談センター金沢 ☎076-253-2222</p>
	共済年金を受給していた方	□	未支給年金請求 遺族共済年金請求	<p>※国民年金もあわせてお手続きできます。 ※共済年金については、別途手続きが必要になる場合がありますので共済組合へご確認ください。</p>	<p>※年金事務所で相談・手続きされる場合は、事前に予約してから来訪してください。</p>
	恩給を受給していた方	□	総務省恩給局の相談窓口へ直接お問合わせください。		<p>総務省恩給局 ☎03-5273-1400</p>
	企業年金を受給していた方	□	各企業年金基金等直接お問合わせください。または右記窓口へ直接ご相談ください。		<p>企業年金連合会（年金相談室） ☎0570-02-2666</p>
国税	相続税、所得税、消費税等	□	右記へご連絡の上、ご確認ください		金沢税務署 ☎076-261-3221
不動産登記関係	土地・家屋を所有していた方	□	所有権移転登記	右記にご連絡の上、ご確認ください。	金沢地方法務局 ☎076-292-7821
自動車・二輪	普通自動車を所有していた方	□	自動車税について	右記にご連絡の上、ご確認ください。	石川県金沢県税事務所 自動車税納税課 ☎076-263-8836
		□	名義変更・廃車について	右記にご連絡の上、ご確認ください。	北陸信越運輸局石川運輸支局 ☎050-5540-2045（ヘルプデスク）
	軽自動車税を課税されていた方	□	軽自動車税納付について	金沢市役所 税務課（第一本庁舎 2F） ☎076-220-2171 にお問合わせください。	
	三輪・四輪の軽自動車を所有していた方	□	名義変更・廃車について	右記にご連絡の上、ご確認ください。	軽自動車検査協会 石川事務所 ☎050-3816-1853
	原動機付自転車を所有していた方（125CC以下）	□	名義変更・廃車について	金沢市役所 税務課（第一本庁舎 2F 221.222番） ☎076-220-2147 にお問合わせください。	
	小型特殊自動車を所有していた方	□			
二輪を所有していた方（125CC超）	□	名義変更・廃車について	右記にご連絡の上、ご確認ください。	北陸信越運輸局石川運輸支局 ☎050-5540-2045（ヘルプデスク）	
運転免許証	運転免許証を所有していた方	□	返納	おくやみ欄、会葬礼状等亡くなったことが分かるもの。	運転免許センター ☎076-238-5901

□ 手続きに要する証明書等について

- ・各種手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍関係書類、住民票、税に関する証明など）があるため、各契約会社等にお問合わせいただき、必要な書類を確認の上、市役所にご来庁いただくと手続きが進みやすくなります。

《戸籍証明を取得するときのポイント》

必要な戸籍は、戸籍証明の名称ではなく、「誰の」「どんな」内容が必要かをご説明いただきますと、正確に取得しやすくなります。

例えば、「原戸籍」と言っても個々に記載されている内容が異なっているため、必要な記載がないことがあります。証明の名称よりも内容（例えば、「死亡者の相続人全員が確認できるもの」や「死亡者の婚姻から死亡までの戸籍」、「死亡者に子供が〇人と証明できる戸籍を全て」など）を提出先に確認してから取得すると間違いが少なくなります。

詳細は、おくやみ手続案内窓口（市民課Tel076-220-2241Fax076-224-2163）にご相談ください。

- ・戸籍証明書等は、申出により原本を返却してもらえる場合がありますので、提出の際に各契約会社等にご確認ください。
- ・金沢市にて取得できる戸籍証明・住民票の写し・印鑑証明・諸証明は、市役所市民課（第一本庁舎1階）または各市民センターにて取得することができます。

□ 戸籍証明・住民票の写しについて

戸籍証明について

戸籍証明（戸籍）については本籍地の市町村役場へ請求してください。

【金沢市に本籍がある方】

市役所市民課又は各市民センターにて取得できます。

死亡届の提出から戸籍の作成までは日数がかかります。

来庁予定日に取得可能かどうかは、あらかじめ市役所市民課（Tel076-220-2241 Fax076-224-2163）へお問合わせいただくと以後の手続きがスムーズになります。

※ 金沢市以外に死亡届を提出した方は、

死亡届を受理した市町村から送付を受けた後、戸籍に記載されますので、本市に死亡届を提出された方よりも日数がかかります。

住民票の写しについて

住民票の写しは住民登録をしている市町村へご請求ください。

【金沢市に住民登録がある方】

市役所市民課又は各市民センターにて取得できます。

来庁予定日に取得可能かどうかは、あらかじめ市役所市民課（Tel076-220-2241 Fax076-224-2163）へお問合わせいただくと以後の手続きがスムーズになります

金沢市以外に本籍・住民登録があるとき

本籍地及び住民登録地の市町村役場へお問合わせください。

郵送での請求方法等わからないときはおくやみ手続案内窓口（市民課Tel076-220-2241）に事前にご相談ください。

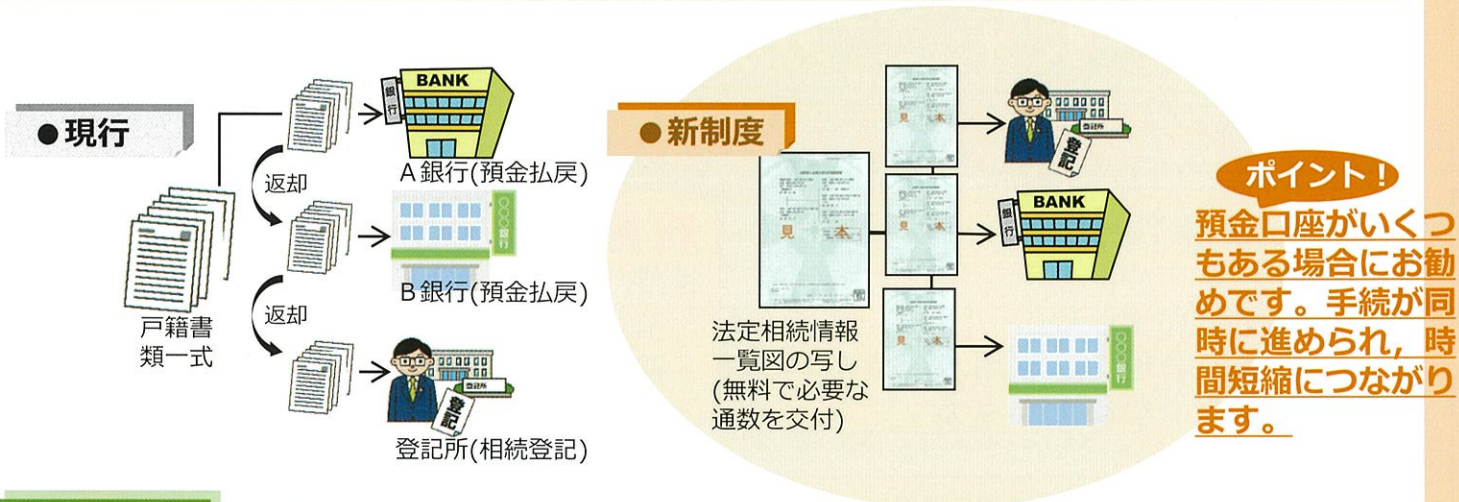
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

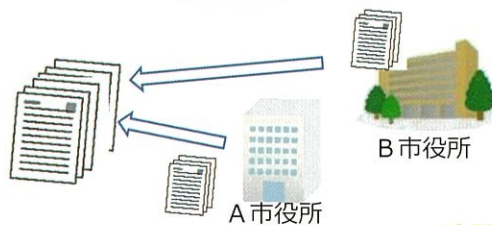
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。

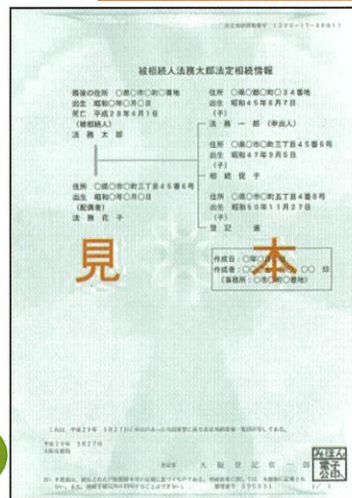
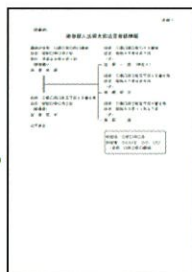


ポイント!

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付 (登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

「未来につなぐ相続登記」促進 市町空き家対策 強力サポート

金沢地方法務局 & 石川県司法書士会 & 石川県土地家屋調査士会

未来につなぐ相続登記 ～次世代の子どもたちのために～

地域の活性化

相続登記をしないと・・・

- ・再開発が進まない
- ・空き家の管理・利活用ができない
- ・不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと・・・

- ・公共事業が進まない
- ・防災・減災の取り組みができない
- ・災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記が様々なトラブル
を防止します！



未来につなぐ

相続登記をしないと・・・

- ・2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- ・「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと・・・

- ・農地の集約化ができない
- ・農地・山林が放置されてしまう

私たちは、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

石川県司法書士会

総合相談センター

「へるぷねっといしかわ」 **相談無料**

面接相談予約：**076-291-7070**

(金沢地区 水曜日 18:00～20:00)

電話相談専用：**076-292-8133**

(平日10:00～16:00受付)



石川県土地家屋調査士会

建物に関する登記・土地の境界・不動産の表示に関する登記の**無料相談**(随時受付)

電話相談受付：**076-291-1020**

(平日10:00～16:00受付)



金沢地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/>

令和6年4月から相続登記制度が変わります！

知っていますか？ 相続登記制度が新しくなりました

Q1 法律が変わり、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、**復旧・復興事業等や取引を進められない**といった問題が起きています。

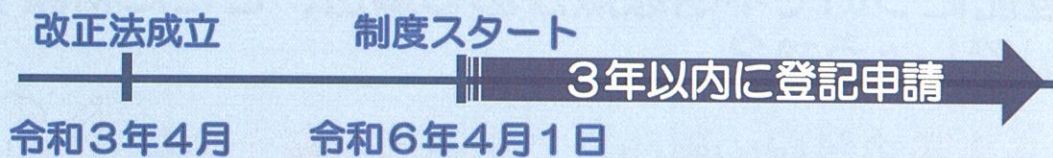
この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、**令和3年4月、成立**し、相続登記が義務化されました。



Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記が義務化される制度は、**令和6年4月1日からスタート**します。

また、相続登記の申請については、制度のスタートから**3年間の猶予期間**があります。



Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

新しい制度では、**正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性**があります。

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。



Q4 制度がスタートした後、不動産を相続したとしたら、どのような登記をすればよいでしょうか？

相続人の中で**遺産分割の話し合い**がととのった場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。

話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」の手続をとることで、**義務を果たすこともできます**。

この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を出せば、一人で行うことができます。
(令和6年4月1日からスタート)



Q5 不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか？

①所有名義人となっている**不動産の一覧**を、相続人等に証明する制度や、②登記簿上の**所有者の住所等が変わった場合**に、その申請登記を義務化する制度などが導入されます。

これらは、**令和8年4月までにスタート**します。
(具体的な時期は今後決められます)



Q6 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

お近くの法務局や登記の専門家である**司法書士会**などにご相談ください。

また、相続登記を推進する様々な取組を、法務省の専用ページで情報提供しています。



なくそう、
所有者不明土地！



詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**をご覧ください。▶



金沢市内の空き家、空き地の活用等について 相談（無料）をひきうけます！

金沢空き家再生ひきうけ隊では、専門団体（仕事人）と金沢市が連携し、具体的な提案を行うことで、様々な空き家の問題を解決します。

■ひきうけ隊の相談事例

売買・賃貸
をしたい

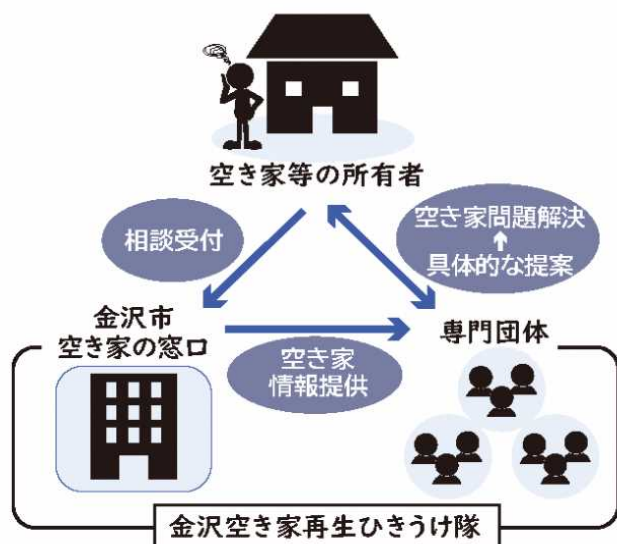
相続手続きが
分からない

空き家を
どうしたらよいか
分からない

活用方法を
提案して欲しい

土地の境界が
未確定

地域活動の
場として
利用して欲しい



■ひきうけ隊の相談について

事前に準備していただきたいもの

- ・金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書（裏面）
- ・土地・建物の登記情報、公図、地図
- ・空き家の状況が分かる写真

※各団体の作業については
有料となる場合があります。

■専門団体（仕事人）一覧

- ・石川県司法書士会
- ・(一社)石川県建築士事務所協会
- ・(一社)プレハブ建築協会中部支部北陸協議会
- ・金沢地区建築組合連合会
- ・(公社)石川県宅地建物取引業協会
- ・特定非営利活動法人金澤町家研究会
- ・石川県土地家屋調査士会
- ・(一社)石川県木造住宅協会
- ・金沢市建築組合
- ・金沢弁護士会
- ・(公社)全日本不動産協会石川県本部

■申請・問い合わせ先

金沢市都市整備局 建築指導課 空き家活用室

所在地 : 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話番号 : 076-220-2136

F A X : 076-220-2134

E-Mail : kenchiku@city.kanazawa.lg.jp

ご相談は電話やメールでも受け付けています。



QRコード

(様式2)

(宛先) 金沢市長

金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書

私は、下記の事項を理解し、金沢市（以下「市」）及び市と協定を締結した専門団体で構成される金沢空き家再生ひきうけ隊（以下「ひきうけ隊」）並びに専門団体内で登録した事業者（以下「登録事業者」）並びに運営事務局との間で空き家等情報を共有することについて同意のうえ、金沢市空き家等活用・流通促進体制の利用を申請します。

空き家等の所在地 地 番 金沢市
住居表示 金沢市

記

[情報の利用目的]

ひきうけ隊と登録事業者並びに運営事務局とで情報共有し、相談空き家等に対する解決策を提案し、その遂行をもって本市における空き家等の有効活用及び流通の促進を図る。

[空き家等に関する情報の共有相手]

ひきうけ隊と相談の対応を依頼する登録事業者並びに運営事務局

[共有する情報の範囲]

下記①～⑥の情報

- ① 申請者に関する事項 氏名、住所、電話番号等の連絡先
- ② 空き家等の情報 地番、住居表示、用途、構造、階数、築年数
延べ面積、敷地面積、位置する区域、前面道路の種別
- ③ 空き家等の相談内容 相談の内容、相談解決を阻害する要因
- ④ 空き家等の資料 位置図、図面、写真等
- ⑤ 空き家等の解決策の実施状況、課題及び結果に関する情報
- ⑥ その他空き家等の流通促進を行う上で必要となる情報

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

連絡先

市営墓地貸付のご案内

◇ 概 要 ◇

金沢市が管理している市営墓地は、野田山墓地、内川墓地公園、奥卯辰山墓地公園、末広墓地 の4ヶ所です。金沢市営墓地の使用にあたっては、市長の許可を受けることが必要です。

◇ 申請できる人 ◇

金沢市に住所を有しており(6か月以上)、埋蔵する遺骨をお持ちの方。

◇ 現在貸付を行っている墓地 ◇

最新の空き区画は、管理事務所または生活衛生室までお問い合わせください。



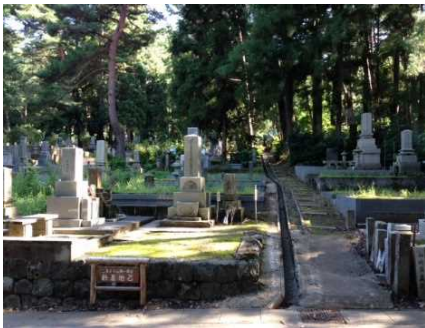
内川墓地公園

現在は芝生B墓域(洋風の墓石限定)、自由3~10区を貸付しています。

- 使用料(芝生) 4㎡ : 40万円
(自由) 5㎡ : 48万円 3㎡ : 28万8千円

管理事務所(小原町△18番地)

電話 076-226-0108 時間 9:00~16:00
(水曜休)



野田山墓地

現在は新墓地甲・乙、平成墓地乙・丙区域を貸付しています。面積は場所により異なります。

- 使用料(新墓地甲・乙、新設墓地) 面積㎡×7万2千円
(平成墓地乙) 面積㎡×11万1千円

管理事務所(野田町野田山1-2)

電話 076-243-1769 時間 9:00~16:00
(土日祝休)



奥卯辰山墓地公園

現在は自由4区を貸付しています。

- 使用料(自由4区) 10㎡ : 99万円

管理事務所(若松町ア88)

電話 076-264-2121 時間 9:00~16:00
(土日祝休)

金沢市役所市民課生活衛生室
電話 076-220-2228

市民センターのご案内

窓口名	所在地	電話番号 FAX番号
森本市民センター	南森本町又 33 番地	☎ 076-258-1130 Fax 076-258-4565
金石市民センター	金石通町 3 番 14 号	☎ 076-267-0001 Fax 076-267-2842
犀川市民センター	末町 6 の 67 番地 1	☎ 076-229-0001 Fax 076-229-0001
安原市民センター	福増町北 1067 番地	☎ 076-249-2001 Fax 076-249-0775
額市民センター	額谷 3 丁目 1 番地 1	☎ 076-298-0045 Fax 076-298-0049
押野市民センター	八日市 2 丁目 464 番地	☎ 076-241-2559 Fax 076-241-9625
浅川市民センター	田上の里 2 丁目 3 番地	☎ 076-221-3344 Fax 076-221-3344
泉野市民センター	泉が丘 1 丁目 2 番 2 2 号(泉野福祉健康センター 1 階)	☎ 076-242-8552 Fax 076-245-8024
元町市民センター	元町 1 丁目 12 番 12 号(元町福祉健康センター 1 階)	☎ 076-252-0257 Fax 076-253-8040
新神田市民センター	新神田 4 丁目 3 番 10 号(金沢新神田合同庁舎 1 階)	☎ 076-291-6266 Fax 076-292-8044
駅西市民センター	西念 3 丁目 4 番 25 号(金沢市保健所 1 階)	☎ 076-234-5141 Fax 076-260-3683
湊市民センター	湊 3 丁目 5 番地 9	☎ 076-239-2211 Fax 076-237-9088
本町市民センター	本町 1 丁目 5 番 3 号(リファール 2 階)	☎ 076-260-0365 Fax 076-265-8385
近江町市民センター	青草町 88 番地(近江町いちば館 4 階)	☎ 076-260-0250 Fax 076-260-9415

■取扱時間 月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始除く）

■取扱業務 戸籍・住民異動届出、印鑑登録申請、各種証明書の交付等（詳しくはお問合わせください）



金沢市役所 市民課

〒920-8577 石川県金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL 076-220-2241（市民課直通） FAX 076-224-2163

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp>